

公用車等における NHK 放送受信契約の未契約事案について

全国の自治体で公用車に設置したカーナビ等の受信設備に関し、日本放送協会（以下、NHK）との放送受信契約の未契約事案が報じられる中、本市においても同様の事案がないか全庁的に調査を実施しました。

その結果、以下のとおり未契約の受信設備があることが判明しました。

市民の皆様に深くお詫びし、今後このような事態が発生しないよう再発防止を徹底します。

1 NHK との放送受信契約の未契約件数 （単位：件）

	カーナビ	テレビ	携帯電話	計
契約対象	121	376	8	505
（うち未契約）	（97）	（11）	（4）	（112）

2 未契約による総未払額

約 1511 万円

3 未契約期間の最長

17 年 4 か月（2008 年 2 月設置のカーナビ）

4 未契約であった主な原因

テレビ放送を受信できるカーナビ等に関して、放送受信契約の対象であることの理解が十分でなかったため。

5 今後の対応

- ・未契約のテレビ受信設備は NHK と協議の上、放送受信契約を締結して支払手続を進めます。
- ・テレビ受信設備の必要性を精査し、不要と判断されるものに関しては順次撤去します。

6 再発防止策

- ・テレビ受信設備を有している場合は、放送受信契約が必要であることを全庁に周知し、法令遵守及び適正な事務処理を徹底します。
- ・カーナビを購入する際は、業務上必要な場合を除き、原則としてテレビ放送を受信できない機種を選定します。

問 い 合 わ せ 先	（放送受信契約に関すること） 担 当 課：総務局 行政部 行政総務課 電 話：072-228-7010 ファックス：072-222-0536
	（公用車の管理に関すること） 担 当 課：財政局 財政部 財産活用課 電 話：072-228-7409 ファックス：072-228-7856